



2022年5月16日

各 位

会社名 株式会社関西フードマーケット
代表者名 代表取締役社長 林 克 弘
証券コード 9919 (東証スタンダード)
問合せ先 取締役 経営企画室長 渡 邊 学
TEL 072-744-5701
URL https://www.kansai-foodmarket.co.jp/

定款変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、下記の定款変更について、2022年6月21日開催予定の第63期定時株主総会に付議することを決議しましたので、お知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、変更案第13条及び当該変更に関する効力発生日等の附則を設けるとともに、これに伴い不要となる現行定款第13条を削除するものであります。
- (2) 現行定款第20条について変更し、第1項として取締役の責任免除に関する規定を追加するとともに、一部文言を見直すものであります。なお、第20条第1項の規定の新設について、各監査等委員の同意を得ております。
- (3) 執行役員制度の見直しに伴い、現行定款第21条に定める役付取締役の範囲を変更するものであります。
- (4) 剰余金の配当等について、資本政策及び配当政策を機動的に行うことが可能となるよう定款第30条を新設するとともに、剰余金の配当の基準日を定める現行定款第30条を変更し、また重複する内容を定める現行定款第31条については削除し、新設及び削除に伴い条数を変更するものであります。

2. 変更の内容

定款変更案及び現行定款は、次のとおりであります。

(下線部分に変更箇所を示しております。)

現 行 定 款	変 更 案
<u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u> 第13条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告書、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項にかかわる情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	(削 除)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(取締役との責任限定契約) 第 20 条 (新 設)</p> <p>当会社は、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、<u>当会社に対する損害賠償責任に関する契約を締結することができる。ただし、その賠償責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から代表取締役若干名を選定する。</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役の中から役付取締役として取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、<u>専務取締役および常務取締役若干名を選定することができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 30 条 <u>株主総会の決議により、毎年 3 月 31 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、剰余金の配当として期末配当をおこなうことができる。</u></p> <p>2. <u>前項のほか、取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の株主名簿に記載または記録された株主もしくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>(自己株式の取得) 第 31 条 <u>取締役会の決議により、市場取引等による自己株式の取得をおこなうことができる。</u></p>	<p style="text-align: center;">(株主総会参考書類等の電子提供措置)</p> <p>第 13 条 <u>当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p>2. <u>当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、書面の交付を請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p> <p>(取締役の責任免除) 第 20 条 <u>当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u></p> <p>2. <u>当会社は、会社法第 427 条第 1 項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が定める額とする。</u></p> <p>(代表取締役および役付取締役) 第 21 条 (現行どおり)</p> <p>2. 取締役会は、その決議により、取締役（監査等委員である取締役を除く。）の中から役付取締役として取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長若干名を選定することができる。</p> <p style="text-align: center;">(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 30 条 <u>当会社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</u></p> <p>(剰余金の配当の基準日) 第 31 条 <u>当会社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</u></p> <p>2. <u>当会社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</u></p> <p>3. <u>前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をおこなうことができる。</u></p> <p style="text-align: center;">(削 除)</p>

現 行 定 款	変 更 案
(新 設)	<p><u>附則</u></p> <p><u>1. 変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)の削除および変更後定款第13条(株主総会参考書類等の電子提供措置)の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず、2023年2月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第13条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2023年3月1日または前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

3. 日程

(1) 定款変更のための株主総会開催日

2022年6月21日(予定)

(2) 定款変更の効力発生日

2022年6月21日(予定)

但し、現行定款第13条の削除及び変更後定款第13条の新設は、変更案附則に掲げた日

以 上